

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案 関連資料

事項名	規制改革の内容	実施時期
職業紹介責任者の専任規制の見直し	<p>厚生労働省は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第24条の6第1項に基づき有料職業紹介事業者に対して課している、事業所ごとかつ専属の職業紹介責任者を選任する義務について、当該義務が職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。</p>	令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置

職業紹介責任者について（現行制度）

職業紹介責任者の選任（職業安定法第32条の14）

有料職業紹介事業者は、職業紹介に関する次の事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、職業紹介責任者を選任しなければならない。

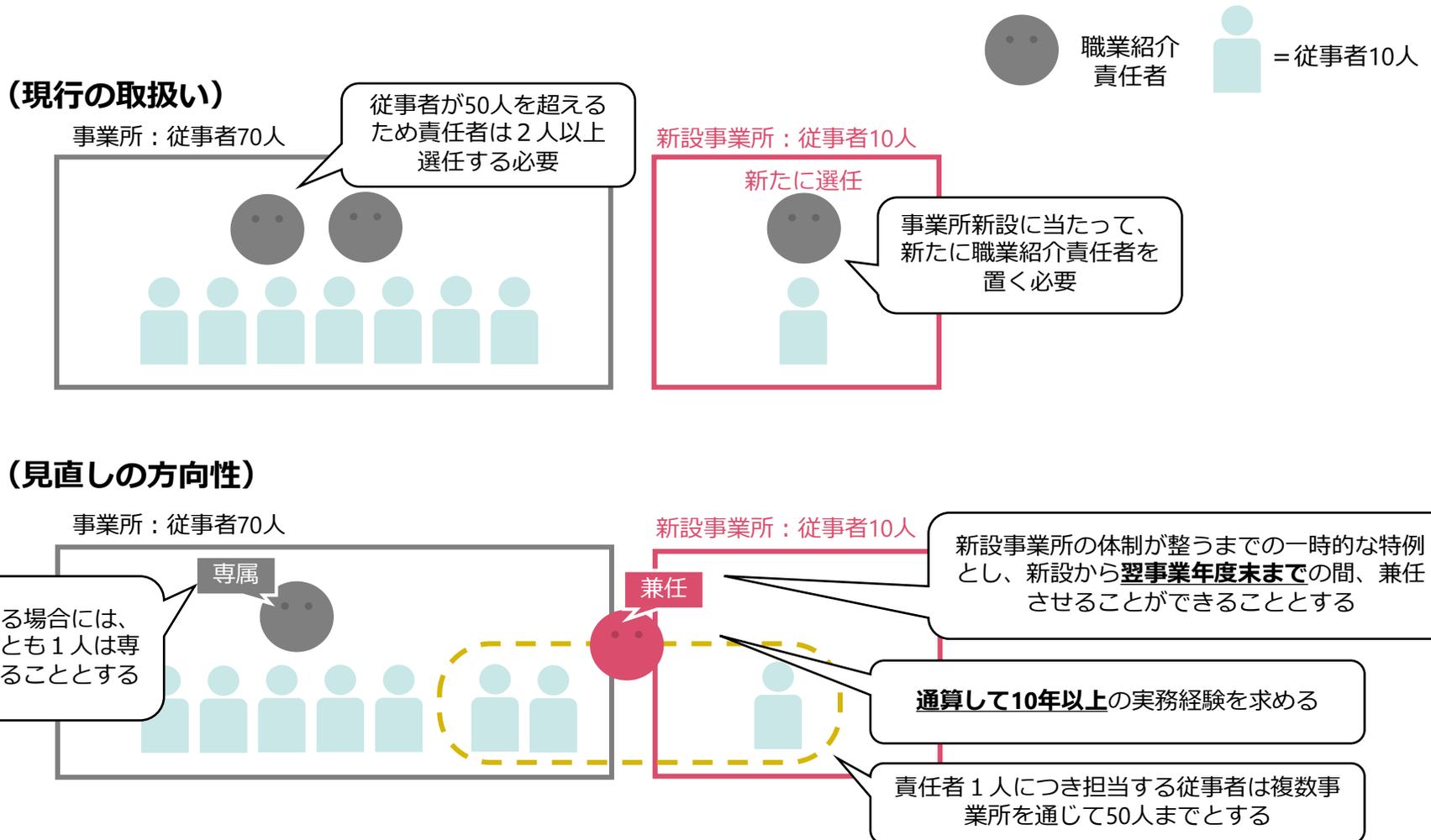
- ・ 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること
- ・ 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること
- ・ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること
- ・ 職業安定機関との連絡調整に関すること

選任の方法・基準（職業安定法施行規則第24条の6）

- 選任の方法
 - ・ 事業所ごとに専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任すること
 - ・ 事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超えるごとに1人以上の職業紹介責任者を選任すること
- 選任する職業紹介責任者の基準
 - ・ 過去5年以内に、厚生労働大臣が定める講習を修了していること
 - ・ 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと

職業紹介責任者の兼任のイメージ

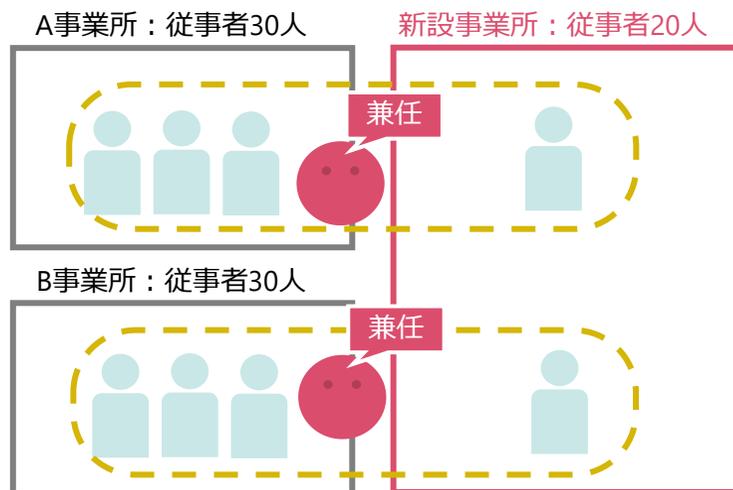
職業紹介責任者の専任規制の見直し(案)を図式化。



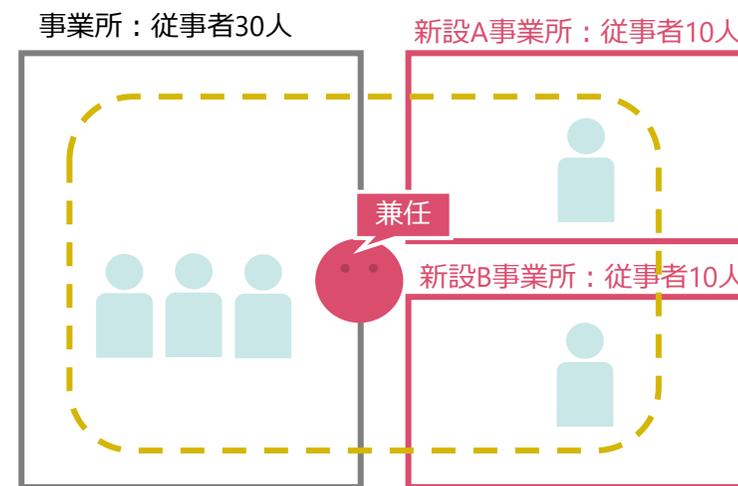
想定される兼任方法

その他、想定される兼任方法は以下のとおり。

(複数の職業紹介責任者が1の新設事業所を兼任するケース)



(複数の新設事業所を兼任するケース)



(注1) 事業所を移転する場合は新設に当たらない(届出書の様式が異なる)ため、事業所移転に伴う職業紹介責任者の兼任は認められない。

(注2) 複数事業所を同時に新設した場合等は、1人の職業紹介責任者が3以上の事業所を兼任することも考えられるところ、新設事業所の実地調査において「必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保」等の留意事項を遵守しているか確認を行い、適正な運営の確保を求めていく。

有料職業紹介事業所数（令和7年3月末時点）

北海道	789	茨城	417	新潟	240	静岡	704	奈良	149	徳島	81	熊本	252
青森	69	栃木	327	富山	183	愛知	2,305	和歌山	82	香川	163	大分	147
岩手	121	群馬	418	石川	197	三重	317	鳥取	59	愛媛	156	宮崎	119
宮城	420	埼玉	948	福井	96	滋賀	262	島根	49	高知	46	鹿児島	158
秋田	65	千葉	880	山梨	124	京都	489	岡山	319	福岡	1,353	沖縄	264
山形	103	東京	10,859	長野	283	大阪	3,505	広島	555	佐賀	65		
福島	256	神奈川	1,577	岐阜	290	兵庫	969	山口	131	長崎	128		

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
1,823	15,426	4,739	5,456	1,556	2,486

合計
31,486

(出所) 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

職業紹介事業所数と職業紹介責任者の現状

○各有料職業紹介事業者が運営する事業所（令和7年4月1日時点）

事業所数	1	2~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~
事業者数	23,713	1,280	98	28	14	6	12	8

（資料出所：人材サービス総合サイト）

○従事者数別事業所数（令和5年度）

従事者数（人）	事業所数
1~50	28,909
51~100	105
101~300	50
301~500	8
501~	9

（資料出所：職業紹介事業報告）

注）事業所毎の従事者数別に集計。

○職業紹介責任者講習会修了者数推移（人）

平成26年度	12,436
平成27年度	13,065
平成28年度	14,219
平成29年度	17,106
平成30年度	17,144
令和元年度	17,870
令和2年度	14,219
令和3年度	16,040
令和4年度	16,733
令和5年度	18,104
令和6年度	17,678

（資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ）

○現在の事業所に選任されてから経過した年数別職業紹介責任者数

職業紹介責任者	全体	37,372人	(100%)
	10年以上	2,553人	(6.8%)
	9年以上10年未満	801人	(2.1%)
	8年以上9年未満	847人	(2.3%)
	7年以上8年未満	1,353人	(3.6%)
	6年以上7年未満	1,827人	(4.9%)
	5年以上6年未満	2,427人	(6.5%)
	4年以上5年未満	2,948人	(7.9%)
	3年以上4年未満	3,312人	(8.9%)
	2年以上3年未満	4,741人	(12.7%)
	1年以上2年未満	6,770人	(18.1%)
1年未満	9,793人	(26.2%)	

（資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ）

注）令和7年9月1日時点で存在する事業所の職業紹介責任者が、当該事業所の職業紹介責任者として継続して選任されている期間をもとに集計。